ナイジェリア	ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ	マリ	南アフリカ共和国	モーリタニア	モザンビーク	モロッコ	リビア	ルワンダ
ナイラ	CFAフラン	CFAフラン	プラ	アリアリ	クワチャ	CFAフラン	ランド	ウギア	メティカル	ディラム	ディナール	ルワンダ・フラン
4,070	13,500	13,500	185	55,800	4,000	13,500	200	7,300	902	218	34	16,000
1,020	3,500	3,500	46	14,000	1,000	3,500	50	1,800	226	55	8	4,000
2,710	9,000	9,000	123	37,200	2,670	9,000	133	4,800	602	145	23	10,700
680	2,000	2,000	31	9,300	670	2,000	33	1,200	150	36	6	2,700
340	1,000	1,000	15	4,700	330	1,000	17	600	75	18	3	1,300
340	1,000	1,000	15	4,700	330	1,000	17	600	75	18	3	1,300

附　則

1　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　この省令第二条による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）第一条の規定による改正前の旅券法施行令第三条第一項の適用を受けて外国にある者が国外において行う申請に係る手数料について適用し、同日前にその申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

4　ジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

告　　示

○金融庁告示第十九号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第五項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七第一号の規定により、次の信用金庫代理業者に係る信用金庫代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月十日

金融庁長官　三國谷勝範

許可番号　九州財務局長（信金代）第六号
信用金庫代理業者名　鹿児島相互信用金庫米ノ津代理店　田上　修
主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県出水市六月田町九百三十四
許可年月日　平成十八年六月三十日
所属信用金庫の名称　鹿児島相互信用金庫
失効年月日　平成二十二年十月十五日

○金融庁告示第二十号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七第一号の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月十日

金融庁長官　三國谷勝範

一　銀行代理業者名　野地　實
主たる営業所又は事務所の所在地　福島県福島市森合字中谷地十六番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年九月一日

二　銀行代理業者名　鈴木　忠子
主たる営業所又は事務所の所在地　岩手県岩手郡葛巻町葛巻第二十八地割二十七番地三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年八月二十五日

三　銀行代理業者名　佐藤　久子
主たる営業所又は事務所の所在地　宮城県塩竈市芦畔町十三番六十四号
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年十月一日

四　銀行代理業者名　有限会社新開工業
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県木曽郡木曽町新開五千五百十七番地四
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年八月九日

五　銀行代理業者名　児玉　俊男
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県千曲市杭瀬下三丁目一番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年八月三十一日

六　銀行代理業者名　平野　キミ
主たる営業所又は事務所の所在地　新潟県胎内市村松浜千二百九番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年八月三十一日